

建 技 第 77 号
管 第 51 号
令和 5 年 5 月 19 日

部 内 各 課 長
部内各出先機関の長 殿

建設技術企画課長
管 理 課 長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を踏まえた
新型コロナウイルス感染症対応関連通知の廃止について

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置などについては、これまで別紙に示す「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和 3 年 5 月 6 日付け建技第 48 号）等の通知（以下「新型コロナウイルス感染症対応関連通知」という。）及び事務連絡により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和 5 年 5 月 8 日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）における新型コロナウイルス感染症の位置づけが 5 類感染症に変更されました。

今般の位置づけの変更により、今後の新型コロナウイルス感染症への感染対策については、政府として一律に対応を求めることはせず、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本とされており、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組むことになりました。

これらの状況を踏まえ、別紙に示す新型コロナウイルス感染症対応関連通知につきましても、廃止いたします。

（事務担当）

建設技術企画課 技術指導係
管 理 課 入札・契約係

(別紙)

新型コロナウイルス感染症対応関連通知 一覧

- 施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について
(令和2年2月27日付け建技第442号)

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について (令和2年2月28日付け建技第446号)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県発注工事及び業務の入札等の手続の対応について (令和2年3月6日付け管第302号、建技第459号)

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について (令和2年3月12日付け建技第475号)

- 施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応等の解釈等について (令和2年3月26日付け建技第487号)

- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について (令和2年4月9日付け建技第23号)

- 工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について (令和2年4月27日付け建技第50号)

- 緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について
(令和2年5月20日付け建技第81号)

- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について (令和3年1月19日付け建技第426号、管第157号)

- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について (令和3年5月6日付け建技第48号、管第41号)

- 緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について
(令和3年5月20日付け建技第81号)

(別紙つづき)

(参考) 新型コロナウイルス感染症対応関連事務連絡 一覧

※以下の関連事務連絡の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症対応関連通知の廃止に準じます。

- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について (令和2年4月24日付け)
- 緊急事態措置を実施すべき区域の変更 (令和2年5月21日) に伴う工事及び業務の対応について (令和2年5月26日付け)
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について (令和2年5月27日付け)
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について (令和2年6月9日付け)
- 工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底に係る解釈について (令和2年6月12日付け)
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更 (令和3年1月13日) に伴う工事及び業務の対応について (令和3年1月21日付け)
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長 (令和3年2月2日) に伴う工事及び業務の対応について (令和3年2月15日付け)
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更 (令和3年2月26日) に伴う工事及び業務の対応について (令和3年3月5日付け)
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了 (令和3年3月18日) 後における工事及び業務の対応について (令和3年3月25日付け)
- 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について (令和3年4月9日付け)

(別紙つづき)

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年4月16日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年4月23日付け）

○新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について（令和3年4月26日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年5月7日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年5月17日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更（令和3年5月14日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年5月19日付け）

○緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和2年5月21日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年5月26日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき期間の延長（令和3年5月28日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年6月4日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた工事及び業務の対応について（令和3年6月11日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年6月17日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年6月24日付け）

(別紙つづき)

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年7月8日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年7月15日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年7月30日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年8月6日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年8月5日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年8月12日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年8月27日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更（令和3年8月25日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年9月7日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年9月9日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年9月15日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等の終了後における工事及び業務の対応について（令和3年10月7日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について（令和4年1月21日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和4年1月19日）に伴う工事及び業務の対応について（令和4年1月25日付け）

(別紙つづき)

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年1月25日）に伴う工事及び業務の対応について（令和4年1月27日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和4年2月3日）に伴う工事及び業務の対応について（令和4年2月8日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月10日）に伴う工事及び業務の対応について（令和4年2月16日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月18日）に伴う工事及び業務の対応について（令和4年2月24日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年3月4日）に伴う工事及び業務の対応について（令和4年3月9日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の終了後における工事及び業務の対応について（令和4年3月28日付け）